

うきは市小規模修繕契約希望者登録申請をされる方へ

【制度の目的】

この登録制度は、うきは市競争入札参加資格審査申請（いわゆる入札参加資格者登録）をされていない方でも契約の受注・施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内事業者の受注機会の拡大を図り、もって市内経済の活性化に寄与することを目的とするものです。

【発注の範囲】

小規模修繕の範囲は、うきは市が発注する小規模な市内の施設の修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、1件の予定金額が50万円を超えないものに限りです。

【申請対象者】

うきは市内に主たる事業所を有する方で、建設業の許可の有無、従業員数等は問いませんが、次のいずれかに該当する方は申請対象者から除かれます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く）
- 2 うきは市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者
- 3 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しないもの
- 4 希望する業種の実績を有しない者
- 5 うきは市税を滞納している者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者
- 7 前各号のほか、公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがある等の理由により、本市の契約の相手方として不適当と認められる者

【申請の方法】

登録を希望される方は、次に掲げる書類を添付し提出してください。

- 1 うきは市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
- 2 うきは市税に滞納がないことを証する書類
- 3 登録を希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し
- 4 法人事業者は登記事項証明書、個人事業者は身分証明書
- 5 誓約書（様式第3号）
- 6 役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）
- 7 上記のほか、市長が必要と認める書類

【申請・有効期間】

申請の受付期間は毎年10月1日から10月31日（土日祝日の場合は翌開庁日）までとし、有効期限はその年の11月1日から翌年の10月31日までの1年間とします（受

付期間に登録されなかった場合であっても随時受付をしています。有効期限は同じです)。その後は毎年10月に改めて申請により登録を行います。

【契約者の選定】

原則として複数の事業者との見積競争により、最も低い価格の見積書を提出された方と契約をすることになります。

また、見積依頼をされた場合でも、都合により辞退されることは自由ですが、その場合は必ず発注課まで連絡（電話可）をお願い致します。

【契約の履行】

契約の履行は、うきは市契約規則、その他関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負われた契約は、自ら履行することとし、下請は原則認めませんので、希望業種の記載事項は自ら施工できる業種を得意な順に記載してください。

【請負代金の支払い時期】

請負代金の支払いは、業務終了後に行う検査に合格した後、請求に基づき支払います。支払い時期は、正当な請求書を受けてから40日以内です。

なお、前払金・中間支払はありません。

【登録名簿の公表】

この登録者名簿は庁内にて公開するほか、契約制度の透明性を向上するために、一般公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

【申請書の書き方】

○「住所（所在地）」は、事業所の所在地を記入して下さい。個人事業者が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入して下さい。

○「商号又は名称」については、法人の場合は登記簿謄本に記載された商号を記入し、個人の場合は通常使用している名称を記入して下さい。

○「代表者氏名」については、法人の場合は登記簿謄本に記載された代表取締役等の役職名を代表者氏名の前に記入して下さい。個人の場合は、代表者氏名の前に“代表”と記入して下さい。

○この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表取締役印（登記印）を、個人の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすい材質のもの、又は量販されて同様の印影があるようなものは避けてください。

○希望業種は、3業種以内で記入して下さい。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を必要とする場合はそれらを受けていなければ申請することはできません。許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を記入し、そのことを証明する書類の写しを添付してください。

【登録事項の変更等】

登録者名簿に登載された方で、登録事項に変更があった場合や、代表者・役員に変更があった場合、事業を廃止した場合は小規模修繕契約希望者登録（変更・廃止・削除）届出書（様式第2号）を速やかに提出してください。

【登録の取り消し】

登録者名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますのでご注意ください。

- （１）【申請対象者】の第１号から第７号のいずれかに該当するようになった場合
- （２）倒産又は破産した場合
- （３）受注に関し不正な行為又は不誠実な行為があったとき

【小規模修繕の種類及び具体例】

No.	業種	修繕の例示
1	大工	大工修繕・型枠修繕・造作修繕等
2	左官	左官修繕・モルタル修繕・吹付け修繕・とぎ出し修繕・洗い出し修繕・ブロック、レンガ積み・タイル張り等
3	電気	構内電気設備・照明設備修繕・照明器具修繕・送配電設備修繕・受電盤・配電盤修繕等
4	管	冷暖房設備修繕・空調設備修繕・給排水、給湯設備修繕・厨房設備修繕・水洗便所設備修繕・ガス管配管修繕・ダクト修繕等
5	ガラス	ガラス取付け等
6	板金	板金加工取付修繕・建築板金修繕等
7	建具	サッシ取付け・シャッター取付け・金属製、木製建具取付け・ふすま取付け等
8	塗装	塗装・ライニング・布張り仕上・路面表示等
9	内装	インテリア修繕・天井仕上修繕・内装間仕切り修繕・カーテン、ブラインド修繕等
10	畳	畳張り替え